志木市下水道ストックマネジメント計画

志木市上下水道部下水道施設 策定 令和4年7月

① ストックマネジメント実施の基本方針

志木市は、荒川右岸流域関連下水道として下水の処理を行っており、令和3年度末時点でのストックは、汚水管路施設148km、ポンプ場(汚水・雨水)3箇所であり、次に示す基本方針で保全を行う。

【状態監視保全】…

機能発揮上、重要な施設・設備であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設・設備を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を 行う管理方法をいう。

【時間計画保全】…

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期(目標耐用年数等)により対策を 行う管理方法をいう。

【事後保全】 ..

機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候(機能低下等)や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

基本方針に基づき、各施設の管理区分を以下の通り設定する。

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管渠、マンホール、 マンホール蓋 (腐食環境下)	点検:1回/5年の頻度で実施。 調査:1回/10年の頻度で実施、 もしくは点検で異状を確認した 場合に実施。	管渠:緊急度 I 及び II マンホール:緊急度 I 及び II	管渠の腐食 のおそれの 大きい箇所
管渠、マンホール、 マンホール蓋 (一般環境下)	点検:1回/10年の頻度で実施。 調査:点検で異状を確認した場 合に実施。	マンホール: 索忌度 1 及び 1 マンホール蓋: 健全度 1 及び 2	上記以外の 管渠

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
	点検を1回/年、調査は標準耐用 年数を目安に初回調査以降1回 /5年を基本として実施。	健全度2以下で改築 を実施	

0)	바늘 바람의 그로 /다. 스 사는 크다
2.1	時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
_		

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
制御電源および計装用電 源設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
負荷設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
計測設備	標準耐用年数の1.5倍程度	
監視制御設備	標準耐用年数の1.5倍程度	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について(平成28年4月1日 国水下事第109号 下水道 事業課長通知)」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類の いずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

,	
【管きょ施設】 管きょ	 _
【汚水・雨水ポンプ施設】 ポンプ本体	 _
【水処理施設】 送風機本体もしくは	 _
機械式エアレーション装置	
【汚泥処理施設】 汚泥脱水機	 _

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 5年度 (2023) ~ 令和 9年度 (2027)

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設年 度	供用 年数	対象数量 (箇所)	概算 費用 (百万円)	備考
	汚水	管きょ	S50∼H1	33~47	0.9km	98	R6∼R8
合計						98	

【処理場・ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポ ンプ場等の 名称		対象施設	設置年	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万円)	備考
館第一排水 ポンプ場	雨水	雨水ポンプ設備	S54	42	12.0m3/ 秒	1,005	R6~9
館第一排水 ポンプ場	雨水	制御電源および計装用 電源設備	H16	17	12.0m3/ 秒	107	R6~9
館第一排水 ポンプ場	雨水	負荷設備	H16	17	12.0m3/ 秒	109	R6, 7
館第一排水ポンプ場	雨水	計測設備	H16	17	12.0m3/ 秒	8	R5, 7
館第一排水ポンプ場	雨水	監視制御設備	H16	17	12.0m3/ 秒	704	R5~9
合計						1, 933	

- 備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に 分類したものを記載する。
- 備考2)対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について(平成28年4月1日 国水下事第109号 下水道事業課長通知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。
- 備考3)「下水道施設の改築について(平成28年4月1日 国水下事第109号 下水道事業課長通知)」 別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊 な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要 を記載する。
 - ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない 特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
 - ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきた す場合
 - ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの 観点から改築することが経済的である場合
 - ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N₂O)排出量 を削減する場合
 - ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規程する「地方公共団体実施計画」に位置づけられ、該当計画の目標達成のために施設機能のを向上させる必要がある場合
 - ⑥ 目標活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合

- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 被門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ① マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ② 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

	概ねのコ		試算の対象時期		
約	182	(百万円/年)	概ね100年		

備考)

標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。